

9月の相談日です。  
日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。  
そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。  
秘密は厳守されますので、ひとりで解決しようとせず、まずは相談してみてもいいですか。



\*市民相談センターは、市役所棟原庁舎北側の就業改善センター2階にあります。

<p><b>一般相談</b></p> <p>日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。</p> <p>期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～16:00 会場 市民相談センター ☎市民相談センター ☎030088</p>	<p><b>消費生活相談</b></p> <p>契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。</p> <p>期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～16:00 会場 市民相談センター ☎市民相談センター ☎030088</p>	<p><b>法律相談(先着8人)</b></p> <p>期日 9月6日(金)・20日(金) 時間 10:00～12:00 13:00～15:00 会場 市民相談センター 予約 8:30～ 当日電話予約のみ</p> <p>☎市民相談センター ☎030088</p>
<p><b>心配ごと相談</b></p> <p>日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士と民生委員が対応します。</p> <p>期日 9月13日(金)・27日(金) 時間 9:00～11:30 会場 市民相談センター ☎市民相談センター ☎030088</p>	<p><b>暮らしなんでも無料相談</b></p> <p>日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。</p> <p>期日 月曜日～金曜日 時間 9:00～17:00</p> <p>☎相談ダイヤル ☎054(646)6055</p>	<p><b>人権身の上相談</b></p> <p>人権擁護委員が、いじめや虐待、差別や偏見などの相談に応じます。</p> <p>期日 9月8日(金) 時間 13:30～15:00 会場 市民相談センター</p> <p>☎市民課 ☎030021</p>
<p><b>巡回交通事故相談</b></p> <p>県交通事故相談所の専門相談員が、交通事故に関する相談に応じます。事前予約が必要となります。</p> <p>期日 9月14日(金) 時間 10:00～15:00 会場 市民相談センター ☎市民相談センター ☎030088</p>	<p><b>税の無料相談</b></p> <p>税務・会計など税に関するあらゆる相談に無料で応じます。事前予約が必要となります。</p> <p>期日 9月20日(金) 時間 13:30～15:30 会場 市民相談センター ☎東海税理士会島田支部 ☎0547@6575</p>	<p><b>行政相談</b></p> <p>行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。</p> <p>期日 9月6日(金)・20日(金) 時間 10:00～12:00 会場 市民相談センター ☎市民相談センター ☎030088</p>
<p><b>介護相談</b></p> <p>期日 月曜日～金曜日 *祝日を除く 時間 9:00～17:00 (水曜日は19時まで) 会場 棟原庁舎2階相談室</p> <p>☎高齢者福祉課 ☎030076</p>	<p><b>高齢者虐待予防相談</b></p> <p>「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせをして、気軽に相談ください。</p> <p>期日 9月15日(金) 時間 13:30～16:00 会場 相良保健センター ☎地域包括センターさがら ☎031900</p>	<p>市民相談センター(消費生活センター) 2階 市役所棟原庁舎 西棟原庁舎 静波体育館 駐車場 棟原文化センター1 水道課入り口</p>



C型肝炎救済特別措置法

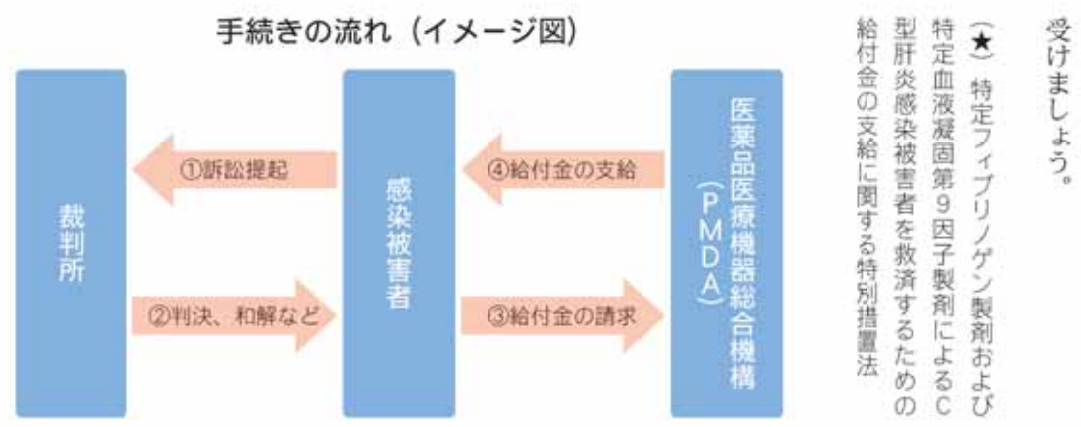
平成6年(1994年)頃までに出産や手術で大量出血などされた人へ

問い合わせ 健康推進課 長谷川 ☎(23)0024

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医療品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたことにより、C型肝炎ウイルスに感染された人へのお知らせです。

このような場合、法律に(★)に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医療品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたこと、②その医療品が使用されたこと、③慢性肝炎など、症状を確認できれば、国と和解をしようとして、給付金を受けとることができず、なお、この給付金を受け取るためには、平成30年(2018年)1月15日(金)までに国を相手とする裁判をしなければなりません。

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医療品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用された人、身に覚えのある人、もしやと思う人は、まずは肝炎ウイルス検査を



給付金の支給を受けるための訴訟提起には、特定の血液製剤が投与されたことを示す診療録(カルテ)またはそれに代わる書類が必要となります。

国立病院機構長崎医療センターでは、特定の血液製剤の投与による感染被害者の人が、当時の診療録(カルテ)またはそれに代わる書類を探するための資料を希望する人に配布しています。

資料の希望者は次の「お知らせ」に記した内容を明記の上、封筒にて請求してください。なお、資料代および返信の際の送料は無料です。

▼お知らせいただきたい内容  
①お名前、②ご住所、③輸血・血液製剤投与を受けた医療関係のある都道府県名

▼請求先  
〒856-8562 長崎県大村市久原2丁目1001番地1  
国立病院機構長崎医療センター1臨床研究センター1調査係

\*封筒には「資料請求」とのみ朱書。資料の請求期限は、平成29年11月30日(金)までです。

詳しくは、厚生労働省 大量出血した方へ で 検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

**【問い合わせ】**  
厚生労働省フィブリノゲン製剤などに関する相談窓口 ☎0120(509)002  
受付時間:午前9時30分～午後6時(土日、祝日、年末年始を除く)

**【裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ】**  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) ☎0120(780)400  
受付時間:午前9時～午後5時(土日、祝日、年末年始を除く)